

令和2年度長岡京市居宅介護支援事業者等集団指導 質問・回答

質問者	ジャンル	質問	回答
居宅介護支援事業者	実地指導の頻度	<p>集団指導資料において、実地指導の頻度は、「指定期間（6年）の間に1回を目安とし」と記載され、できるなら3年に1回に近づければ、と説明があった。</p> <p>平成29年度まで、<u>第三者評価を受審している事業者は6年に1回</u>とされてきましたが、今後は、<u>下線部が除外されると認識すべきか。</u></p>	<p>介護保険事業者等に対する実地指導の頻度について、国は、「指定の有効期間中（6年）に少なくとも1回は実施することが望ましい」としており、長岡京市においても、国の助言に従い、6年に1回を目安として実地指導を実施しています。</p> <p>京都府では、3年に1回（定期的に第三者評価を受審している事業所等については6年に1回）を実地指導の目安とされており、居宅介護支援事業については平成29年度まで都道府県が指定及び指導監督の権限を有していたことから、京都府の方針に基づき、実地指導が行われてきたことかと存じます。</p> <p>令和元年5月に厚生労働省が定めた「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針」では、サービスの質の確保、利用者保護等に資するため、指導の標準化・効率化及び指導時の文書削減を図り、実地指導の実施率を高めるよう求められています。</p> <p>今後、長岡京市が実施する実地指導の頻度を、「6年に1回」から「3年に1回」等に短縮する際には、第三者評価を含む類似制度活用等による調査項目の簡素化や、過去の実地指導結果をふまえた頻度の緩和等、事業者の状況に応じた柔軟な対応についても十分に検討いたします。</p>